

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8 月 3 日

新潟県教育委員会

委員長 栗 田 修 行

### 新潟県教育委員会規則第 5 号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和 32 年新潟県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

改 正 後	改 正 前
第 6 節 職員の服務	第 6 節 職員の服務 (赴任) 第30条 職員が、採用または配置換を命じられたときは、 <u>通知をうけた日から 7 日以内に着任するものとする。</u> 2 <u>やむを得ない事情のため前項の期間に着任できない場合には、その旨を、校長にあつては委員会に、その他の職員にあつては校長に、届け出なければならない。</u> (出勤、退出、遅刻、早退等) 第31条 職員の出勤、退出、遅刻、早退等に関する必要な事項は、 <u>校長が定めなければならない。</u> 2 <u>校長は、前項の規定に基づき必要な事項を定めるときは、すみやかに委員会に届け出なければならない。</u> (出張) 第32条 職員の出張は、 <u>校長が命ずる。</u> 2 <u>校長が、5 日以上にわたつて出張しようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</u> (年次有給休暇及び特別休暇等) 第33条 職員が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年新潟県条例第 4 号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第12条に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、 <u>校長に請求しなければならない。ただし、校長の 3 日を超えるものについては、委員会に請求しなければならない。</u> 2 <u>職員が一般職員勤務時間条例第12条に規定する特別休暇若しくは組合休暇又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号）第 2 条に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとする場合は、校長にあつては委員会（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成 7 年新潟県人事委員会規則第 8 - 55号。以下「勤務時間規則」という。）第15条第 1 項第13号に規定する休暇の承認を得ようとするときは、校長）の、その他の職員にあつては校長の承認を得なければならない。ただし、特別休暇のうち、勤務時間規則第15条第 1 項第 6 号に規定するものについては、</u>

この限りでない。

(病気休暇)

**第34条** 職員が勤務時間規則第14条第1号から第3号に規定する休暇（以下この項において「休暇」という。）を得ようとするときは、医師の診断書を付し、校長にあっては委員会の、その他の職員にあっては校長を経由して委員会の承認を得なければならない。ただし、その他の職員の1月以内の休暇については校長が承認するものとする。

2 前項の場合において、6日以内の療養については、医師の診断書を省略することができる。

3 職員が勤務時間規則第14条第4号に規定する休暇を得ようとするときは、医師の診断書を付し、校長にあっては委員会の、その他の職員にあっては校長の承認を得なければならない。

(介護休暇)

**第34条の2** 職員が一般職員勤務時間条例第12条に規定する介護休暇を得ようとするときは、校長にあっては委員会の、その他の職員にあっては校長を経由して委員会の承認を得なければならない。ただし、その他の職員の1月以内の介護休暇については校長が承認するものとする。

(専従休職)

**第35条** 職員は、職員団体の役員として専ら従事するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を得ようとするときは、その期間、職員団体名、就こうとする役職名、常勤場所等を記載した文書により、校長を経由して委員会の許可を得なければならない。

(氏名、本籍の変更)

**第36条** (略)

(事務引継)

**第37条** 職員が、退職、辞職、配置換、休養、休職等を命じられたときは、校長にあっては委員会の指定する職員に、その他の職員にあっては校長の指定する職員に、担当事務の引継をするものとする。

(日宿直)

**第38条** 校長は、学校管理のため必要と認めるときは、休日その他正規の勤務時間以外の時間において、職員を日宿直にあてることができる。

2 前項の規定によつて、校長が職員を日宿直にあてるときは、あらかじめ新潟県人事委員会または所轄労働基準監督署長の許可を得なければならない。許可を得た後に日宿直の態様を著しく変更しようとする場合は、新たに許可を得なければならない。

3 日宿直の勤務規程は、別に校長が定めるものと

(氏名、本籍の変更)

第36条 (略)

<p style="text-align: center;"><u>(その他の職員の服務)</u></p> <p><b>第40条の2</b> <u>この規則に定めるもののほか、職員の服務に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(兼職及びその他の事業の従事)</u></p> <p><b>第39条</b> <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用をうける職員が、教育に関する他の職を兼ね、または教育に関する他の事業もしくは事務に従事しようとするときは、校長を経て委員会の承認を得なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(雇用人の服務)</u></p> <p><b>第40条</b> <u>雇用人の服務については、校長が定めるものとする。</u></p>
---	---

**附 則**

この規則は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。